

別紙 1

紀州湯浅のギョギョっとお魚まつり出店規約 (フリーマーケット)

1 出店について

- ◆当日配布する出店票を、店先に提示してください
- ◆原則として、申込者（未成年の場合は保護者の承諾が必要）が参加することを条件とします。なお、必要に応じて身分証明書の提示をお願いする場合があります。
- ◆出店位置は、原則として当実行委員会が決定します。なお複数区画をお申込みの場合、連続した出店位置となります。また、会場・運営の都合上、やむを得ず出店位置・レイアウトを変更する場合があります。また、当日は区画外へはみ出すことを禁止します
- ◆搬入は、決められた時間内に行ってください。遅れた場合、出店できない場合があります
- ◆車両の会場への乗り入れは、搬入時間以外は禁止します。
- ◆高額と思われる物品、保証のない家電品・精密機器などには十分な説明を行い、出店者連絡先や領収証を発行してください。
- ◆気象状況により対策は、各自行ってください。
- ◆出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ごみは自宅で処分してください。放置や帰宅途中での投棄は厳禁です。
- ◆当実行委員会の指示に従わず会場施設などを傷つけた場合、当事者の負担により原状回復して頂きます
- ◆会場での物品・金銭のやりとり、事故などの対応は当事者間の責任において行ってください。また物品・金銭の管理は出店者の責任において行ってください。
- ◆盗難や万引きなどの弁済責任を当実行委員会は負いません。
- ◆湯浅町暴力団排除条例により、暴力団員、暴力関係者、暴力団関係企業は出店できません。
- ◆当実行委員会は、特別な場合を除き、諸トラブルについて関与しません。
- ◆警備員を含む当実行委員会の指示には従ってください。
- ◆当実行委員会の指示に従わない場合、本規約を守っていただけない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合は、退場していただく場合があります。規約違反等での退場の際は出店料を払い戻しはしません。また今後のご出店をお断りすることがあります。
- ◆当日の天候や運営・会場の都合等により開催が中止となった際は、出店料の全額を払い戻しさせていただきます。

2 禁止事項

- ◆搬入時間以外における、会場への車両乗り入れ、また出店場所における区画外へのはみ出し
- ◆社会通念上、不適当と思われる物品及び法律・関係緒条例に抵触する物品の持込、販売、及び行為。また、強引な販売行為
- ◆偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物、医薬品等会場への持込及び販売。また射幸心をあおるくじ引き類や掛売り行為
- ◆チラシ配布・アンケート回収・企業広告的な内容等での出店（当実行委員会が認めた場合を除く）
- ◆当実行委員会が不適当と判断した者の販売及び行為
- ◆開催時間前の物品・金銭のやり取り。また、会場内の他の出店者から購入した物品を自らの出店場所で販売すること

3 中止について

- ◆気象状況または会場の都合により開催が中止となる場合があります。開催・中止の判断は諸処のデータに基づき、当実行委員会が行います。また開催決定後も気象状況の急変によりやむを得ず開催を中止する場合があります。
- ◆中止決定後に天候が回復した場合でも、開催は行いません。また開催途中での中止の場合も同様です。
- ◆当日の天候や運営の都合により開催時間が変動する場合があります。また、必要に応じて待機いただく場合があります。

4 出店者の負担について

- ◆出店者は出店協力金として1区画あたり1,000円を当実行委員会へ納入してください。
- ◆飲食物を販売する方には、当日の売上金の1割額の納入をお願いします。



～飲食物を出店者する皆さまへ～



ギョギョっとお魚まつりフリーマーケットでは、保健所の指導により食品衛生の面から飲食物販売に条件を設けています。

販売できる飲食物は 下記のとおりです



食品営業許可施設
で製造・調理
←

★野菜 農産物の販売については特別な許可・届出なく販売できます

★市販品（例⇒レトルト食品、干物、くん製、缶詰、瓶詰め食品等）

⇒食品衛生法に基づく食品営業許可施設で製造または調理された商品とします



安心・安全な飲食物を提供！！

～市販品であること～

～包装されていること～

～食品表示がされて
いること～

衛生管理！

調理者の体調管理！

食品表示例

●一括表示欄	
名称	クラッカー
原材料	全粒小麦粉、ごま、全粒ライ麦粉、植物油、イースト、塩、大麦麦芽抽出物、乳化剤(原材料の一部に乳を含む)
内容量	225g
賞味期限	特外上部記載
保存方法	直射日光高温多湿を避けて保存して下さい。
製造者	〇〇株式会社 東京都港区〇〇〇〇〇〇
●栄養成分表示	
	1袋(6枚)当り
エネルギー	〇〇 kcal
タンパク質	〇 g
脂質	〇〇 g
炭水化物	〇〇 g
ナトリウム	〇〇 mg

【注意事項①】フリーマーケット会場内では調理することはできません



【注意事項②】食品営業許可や届出は、食品衛生法及び和歌山県条例等で定められていますので、必ず守ってください。販売できる商品であるかどうかは、最寄りの保健所までご相談ください。

□上記市販品を販売する場合は、当実行委員会へ出店協力金の納入が必要です

※当日の売上金の1割額としますので、後日自己申告にて納入してください

□くわしくは、当実行委員会事務局まで